

令和3年第10回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年10月27日（水）午前10時01分から10時30分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（9人）

委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	4番	小川 進
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（1人）

9番 上池 如夫

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の諮問について

第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 宮岡 秀学

書記 小笠原 豊

7. 会 議

ただいまより令和3年第10回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは9番上池如夫委員の1名です。

出席委員は、10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、10番宇藤誠朗委員、1番原亜由美委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第18号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1 ページをご覧ください。議案第 18 号については、農地法第 3 条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町 [REDACTED] で申請理由は贈与です。登記地目は畑、現況地目は畑となっており、合計面積は 668 m²です。譲渡人、譲受人は 1 ページ目記載のとおりとなっております。10 月 4 日に譲受人立会いのもと、担当委員の宇藤委員と小笠原で現地を確認して参りました。

13 ページ農地法第 3 条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず 1 号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2 号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また 3 号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4 号の農作業常時従事要件については、7 ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5 号の下限面積ですが、申請者の経営農地は 4 ページにもありますとおり、申請農地を含めまして 3,027 m²あり、当委員会が定める耕作の下限面積である 3,000 m²を満たしておりますので、問題ありません。

6 号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7 号の地域調和要件ですが、譲受人は譲渡人の子女であり、以前より申請地で農業に従事しており、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えます。現地調査については、10 月 4 日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第 18 号について、担当委員の説明を求めます。10 番宇藤誠朗君。

〔宇藤委員〕

はい、10 番の宇藤です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は既に申請地周辺の農地を管理しており、一体的な耕作が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第 18 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第 18 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第 3、議案第 19 号を議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、議案第 19 号については、農地法第 5 条の農地の転用案件となっております。

農地転用案件は都道府県知事の許可が必要となっており、農業委員会の意見書を付して高知県に進達する必要があるため、ご審議をよろしく申し上げます。それでは説明に入ります。資料は 14 ページからをご覧ください。申請地は大豊町 XXXXXXXXXX の 1 筆で、申請理由は建設作業場を設けるための一時転用です。詳細としましては、高知自動車道橋梁の耐震補強工事のため河川から栈橋を設ける作業の遂行のため、当該申請地において建設作業場を設けるためです。

申請農地の地目は登記、現況ともに田となっており、貸付人、借受人は記載のとおりです。今回は、借受人が法人となっておりますので、資料にはつけておりませんが、法人の定款の写しを事務局にて確認しております。農地面積は 315 m²となっており、その内転用面積は 315 m²です。

10 月 19 日に申請代理人立会いのもと、担当委員の小笠原正委員と事務局小笠原で現地を確認して参りました。

次に、本委員会から高知県に提出する意見書の農地転用に関する許可基準からみた意見の項目について審議いたします。資料は 31 ページとなります。

まず、1 項の農地の区分と転用目的ですが、当該農地は第 2 種農地です。建設作業場の設置にあたり、候補地として申請地が適地であると判断し、適当と考えます。第 2 項の資力及び信用については、資料 30 ページにあります残高証明書において、資力について問題ないと判断いたしました。

第 3 項については該当ありません。

第 4 項の申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、計画性は妥当と考え、問題なしと考えます。

第 5 項の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、事業計画書にもあります県道の専有部分の協議、河川の専有部分についても協議を同時に行っており、問題ありません。

第 6 項の農地以外の土地の利用の見込みは該当ありません。

第 7 項の計画面積の妥当性については、今回の転用申請地は必要最低限の面積と

なっており、妥当と考えます。

第8項宅地の造成のみを目的とする場合については、該当しません。

第9項の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、問題ありません。

第10項については、事業計画書にありますとおり、一時転用として妥当であると考えます。

第11項の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況は、該当ありません。

都市計画法との関係については、本町はすべての土地が都市計画区域外となっております。

農業振興地域整備計画との関係については、申請地は農業振興地域内であり、農用地域域ですが、県の農業基盤課より一時転用の際は除外の必要はないとのことですので問題ありません。

以上、許可要件に関して問題はないと考えます。この旨意見書を作成し、県に併せて進達してよろしいかご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、議案第19号について、担当委員の説明を求めます。6番小笠原正委員。

[小笠原正委員]

先ほど事務局の説明にもありましたが、現地確認を行った結果、周囲の状況を踏まえて、今回の申請は妥当なものであると考えます。

また、農地法第5条の意見書について異論はなく、県に進達しても問題ないと考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第19号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第16号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第4、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は 32 ページからになります。はい、今回の利用権設定ですが、新規設定が 2 件となっております。借受人、貸付人、詳細は、それぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。

次に、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件についてご説明いたします。2 件の各項目を一括で説明いたします。

まず、第 1 号の基本構想との合致ですが、すべての案件が継続的に農業経営を行う予定であり本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第 2 号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第 3 号につきましても、借受人は同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。ロの法人である場合についても、法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作に常時従事すると認められることから、問題ないと思われます。

第 4 号についても、当該農地は貸付人の所有地であり、共有等もなく、本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。ご審議の程をよろしく願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に、日程第 5 その他の件について、事務局より説明を願います。

〔事務局書記〕

・ 11 月の農業委員会総会の日程について

その他、ございませんでしょうか。

それでは以上をもちまして、令和 3 年第 10 回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 1 番

署名委員 10 番
